

徘徊高齢者探索システム事業実施要綱

制定	平成 12 年 7 月 26 日	区長決定 要綱第 124 号
改訂	平成 13 年 4 月 1 日	要綱第 124 号
改訂	平成 19 年 4 月 1 日	要綱第 22 号
改訂	平成 21 年 3 月 31 日	要綱第 220 号
改正	平成 28 年 1 月 6 日	要綱第 3 号
改正	平成 29 年 5 月 22 日	要綱第 89 号
改正	平成 30 年 4 月 1 日	要綱第 74 号
改正	平成 31 年 3 月 6 日	要綱第 36 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、認知症による徘徊のある高齢者（以下「徘徊高齢者」という。）を在宅で介護する家族（以下「介護者」という。）に対し、探索システム利用に係る初回に必要なとなる費用（以下「初回費用」という。）の助成を行うことにより、徘徊高齢者の早期発見と安全の確保に役立て、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 この事業の助成対象者は、区長が協定を締結した事業者（以下「協定事業者」という。）が提供する探索システムの利用を希望する者のうち、次の要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 介護者のうち、介護の対象が区内に住所を有する原則 65 歳以上の徘徊高齢者で、徘徊高齢者が徘徊した際の位置を確認後、迎えに行くことのできる者
- (2) その他区長が特に必要と認めた者

(申請)

第 3 条 助成を受けようとする介護者は、徘徊高齢者探索システム利用助成申請書（第 1 号様式）により区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請があったときは、資格要件に該当するか否かを審査し、助成の可否を決定する。
- 3 区長は、前項の決定をしたときは、徘徊高齢者探索システム助成決定通知書（第 2 号様式）または徘徊高齢者探索システム助成申請却下通知書（第 3 号様式）により申請者に通知する。
- 4 前項の規定により、利用者に対し通知するときは、併せて協定事業者に対し、徘徊高齢者探索システム助成利用通知書（第 4 号様式）により通知する。

(探索システム利用契約)

第 4 条 助成決定を受けた介護者は、探索システムの利用について、協定事業者と契約を締

結し、当該契約に基づいて、当該事業者から探索システムの提供を受けるものとする。

2 協定事業者は、介護者が探索システムの利用を開始したときは、徘徊高齢者探索システム利用開始通知書（第5号様式）により、区長に通知するものとする。

（助成の内容と費用負担）

第5条 区は、助成対象者が選択した探索システムに応じて、初回費用を負担する。

2 助成は、助成対象者が介護する徘徊高齢者1人につき1回限りとする。ただし、探索システムの機器の拡充により選択肢が増えた場合は、この限りではない。

3 助成対象者の費用負担は、初回費用を除く基本料金、位置情報提供料金、バッテリー交換代金等とし、事業者に直接支払うものとする。

（助成金の支払）

第6条 助成金は、助成対象者の委任に基づき、区が初回費用を協定事業者に直接支払うものとする。

（助成資格の消滅）

第7条 助成資格は、次のいずれかに該当したときは消滅する。

- (1) 第2条に定める要件に該当しなくなったとき。
- (2) 徘徊高齢者が介護保険施設等の施設に入所したとき。
- (3) 介護者から利用の取消しの申し出があったとき。
- (4) 虚偽の申請によって探索システムの利用を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が助成の必要がないと認めたとき。

（助成金の返還）

第8条 区長は、前条第4号に該当する者から、助成を受けた額の全部または一部を返還させることができる。

（利用状況の報告）

第9条 協定事業者は、翌月までに、前月分の探索システムの利用状況その他区長の指定する事項を区長に報告しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、区長は、必要があると認めたときは、探索システムの利用状況その他必要事項の報告を求めることができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成12年9月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 6 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 22 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。